平成２９年（フ）第９６号
広島市中区舟入本町13番11―206号
債務者　瀬戸山和義
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０６号
徳島県徳島市応神町古川字井利ノ元69番地の１、旧住所徳島県徳島市応神町東貞方字貞光110番地
債務者　角瀬比奈江
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１８号
徳島県海部郡牟岐町大字川長字天神前７番地３
債務者　浅香　嘉暉
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前151番地10、旧住所徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池21番地10
債務者　東條千恵美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８号
鹿児島県日置市東市来町湯田7267番地
債務者　蒲牟田テル子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町11番地25（朝花荘202号）
債務者　都　　道人
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第４号
鹿児島県霧島市国分新町737番地３　ボンジュール205号
債務者　前原えつ子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
静岡県磐田市東新町１丁目４番Ｇ―204号
債務者　森下　　功
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
栃木県芳賀郡益子町大字益子3639番地
債務者　菊池　　武
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７８号
大阪府高槻市高見台３番22号
債務者　畑中　茂己
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８３号
大阪市東淀川区豊里７丁目11番19―501号
債務者　宇治　奨人
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１０号
大阪市旭区大宮２丁目20番13号　101号室
債務者　加藤日出男
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１号
栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木１番地61
債務者　藤門　眞弓
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４号
栃木県那須塩原市東町11番６号　大島アパート３号、前住所栃木県那須塩原市新南163番地972　エイジ21　Ｅ―201号
債務者　小山田　翔
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７７７号
静岡県榛原郡吉田町神戸2895番地の１、旧住所静岡県榛原郡吉田町神戸3635番地の２
債務者　阿部　一弘
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７８号
静岡県榛原郡吉田町神戸2895番地の１、旧住所静岡県榛原郡吉田町神戸3635番地の２
債務者　阿部真奈美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部